虐待防止のための指針

ハッピーキッズＦＣ横浜

【委員会の目的】

第１条

虐待防止委員会は、利用者の安全と人権保護の観点から、適正な支援が実施され、利用者の自立と社会参加のための支援を妨げることのないよう、定期的に又は適時、委員会を開催し、虐待の防止に努めることを目的とする。

【委員会委員の選出】

第２条 委員会委員は以下のとおりとする。

① 委員長は、陳　嶺とする。
② 委員には、施設管理責任者（遠山　徹次）、苦情解決責任者（高木　眞由美）を加える。
③ 委員には、必要ある場合に法人役員、第三者委員を加えることができる。
④ 委員に、利用者の代表を加えることができる

【委員会の開催】

第３条 委員会の開催を次のとおりとする。

① 委員会は、年最低２回以上開催する。
② 委員会の開催の必要があるときは、委員長が招集し開催する。

【委員会の実施】

第４条 委員会は次のとおり実施する。

① 職員倫理綱領を職員に周知し、行動規範とするよう啓発する。
②「虐待の分類」について、職員に周知することと、定期的な見直しを行い、疑いのある項目を足していく。
③「虐待を早期に発見するポイント」に従い、「虐待発見チェックリスト」結果による調査必要あるごとに実施する。
④ 上記の実施した調査の結果、虐待や虐待のおそれがあるときは、虐待防止受付担当者に報告する。
⑤ 研修委員会と日程の調整を行い、虐待防止にかかる研修を年１回以上行うこととする。
⑥ 事故防止委員会より、事故等の問題が虐待につながるような場合は、虐待防止委員会において対応する。
⑦ その他、法令及び制度の変更のあるごとに委員会を開催し、規程等の見直しを行うこととする。

【委員会の責務】

第５条

① 委員会は、虐待が起こらないよう事前の措置として、職員の虐待防止意識の向上や知識を周知し、虐待のない施設環境づくりを目指さなければならない。
② 委員は、日頃より社会福祉法・知的障害者福祉法のみならず障害者自立支援法や障害者の権利宣言等の知識の習得に努めるだけでなく、人格（アイデンティティー）の向上にも努めるものとする。
③ 委員会の委員長・委員は、日頃より利用者の支援の場に虐待及び虐待につながるような支援が行われていないか観察し、必要があるときは職員に直接改善を求めたり、指導することとする。
④ 委員会は、その他の各委員会とも連携をとり利用者の虐待の虞のある事案や支援等に問題がある場合は、各委員会と協議し、協同で会議を開催する等、虐待防止の対応・対策及び改善を図るものとする。

【委員会の委員】

虐待防止委員会	
委員長　：　陳　嶺	
メンバー　：　遠山　徹次（事業管理責任者）	
高木　眞由美（苦情解決責任者）	
洪 梦奇、段　玉、廣瀬　昇（委員）	

【虐待通報の流れ・図】

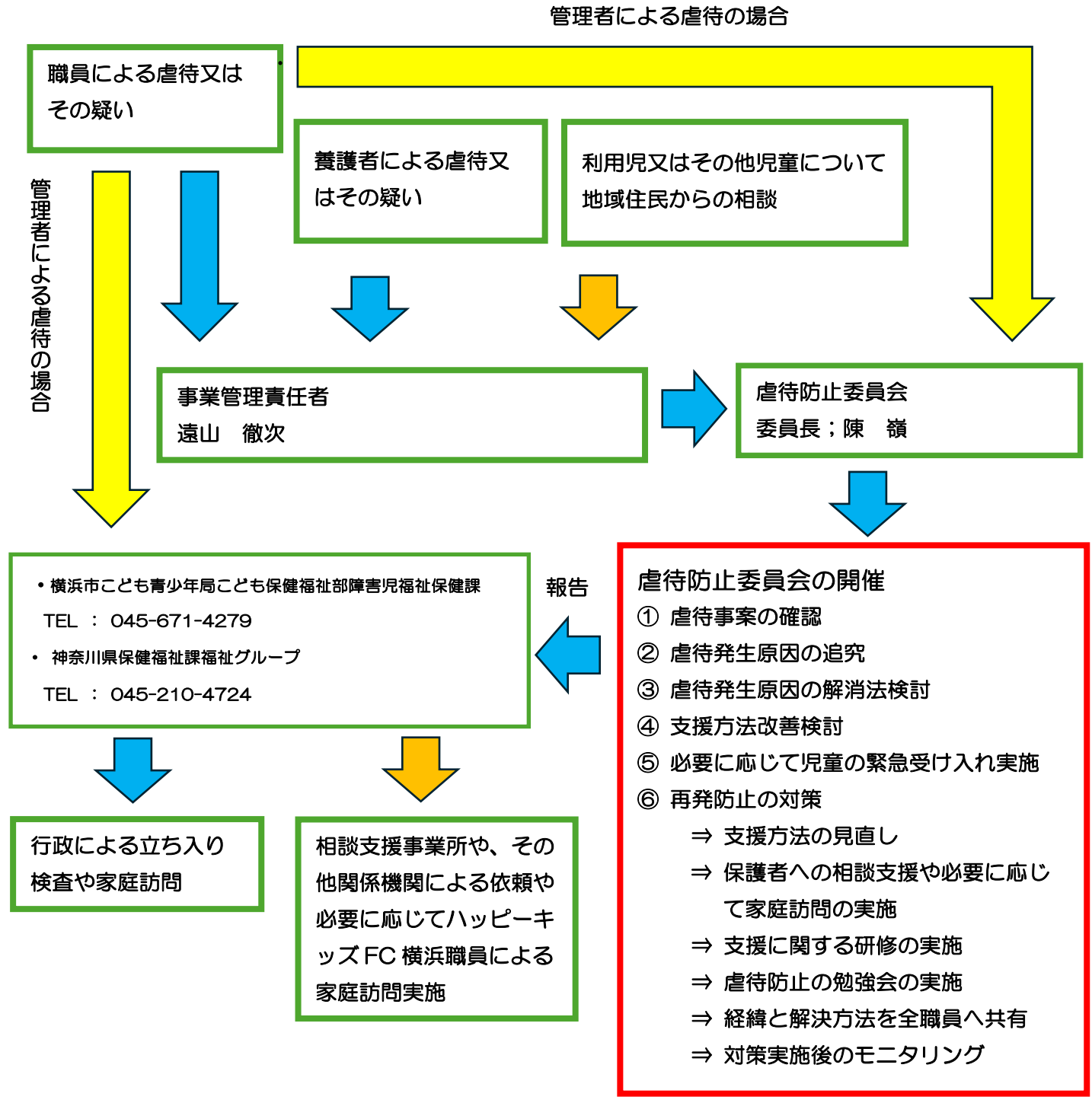

【虐待通報の流れ】

＜養護者による虐待の場合＞

① 養護者による虐待の発見又はその疑いのある場合、その旨を事業責任者・児童発達支援管理責任者へ報告する。
② 報告を受けた事業責任者・児童発達支援管理責任者は直ちに家庭児童相談室・障害福祉課・相談支援事業所へ報告・連絡を行う。上記の事業所に連絡がつかない場合は虐待通報ダイアルへ相談を行う。
③ 報告を受けた事業責任者・児童発達支援管理責任者は虐待防止委員会へ報告を行い虐待防止委員会の開催を促す。
④ 虐待発生の報告を受けた虐待防止委員会は委員会の開催を行い、対象児童の受け入れや継続的な支援方法、観察方法などの検討を行う。
⑤ 虐待防止委員会の委員会開催後、事案の経緯や決定した事項を全職員へ報告を行い情報の共有を行う。
⑥ 必要に応じて委員会にて決定した事項を家庭児童相談室・障害福祉課・相談支援事業所へ報告する。
⑦ 家庭児童相談室・障害福祉課・相談支援事業所からの依頼があり、家庭訪問を当施設が行う事が望ましいと委員会及び管理者が判断した場合は必要に応じて家庭訪問を実施する。

＜職員による虐待の場合＞

① 職員による虐待の発見又はその疑いがある場合、その旨を事業責任者・児童発達支援管理責任者へ報告する。
② 報告を受けた事業責任者・児童発達支援管理責任者は直ちに家庭児童相談室・障害福祉課・相談支援事業所へ報告・連絡を行う。上記の事業所に連絡がつかない場合は虐待通報ダイアルへ相談を行う。
③ 報告を受けた事業責任者・児童発達支援管理責任者は虐待防止委員会へ報告を行い虐待防止委員会の開催を促す。
④ 報告を受けた事業責任者・児童発達支援管理責任者は直ちに事実確認を行なう。
⑤ 虐待発生の報告を受けた虐待防止委員会は委員会の開催を行い事実に基づき虐待発生原因の追究・虐待発生原因の解消方検討・支援方法改善方法検討を行う。
⑥ 虐待防止委員会の委員会開催後、事案の経緯や決定した事項を全職員へ報告を行い情報の共有を行う。
⑦ 委員会にて決定した事項を家庭児童相談室・障害福祉課・相談支援事業所へ報告する。家庭児童相談室・障害福祉課・相談支援事業所からの依頼があり、家庭訪問を当施設が行う事が望ましいと委員会又は管理者が判断した場合は必要に応じて家庭訪問を実施する。

＜管理者による虐待の場合＞

① 管理者による虐待の発見又はその疑いがある場合、その旨を虐待防止委員会へ報告する。
② 管理者による虐待の発見又はその疑いを感じた職員は家庭児童相談室・障害福祉課・相談支援事業所へ報告・連絡を行う。上記の事業所に連絡がつかない場合は虐待通報ダイアルへ相談を行う。
③ 報告を受けた虐待防止委員会は虐待防止委員会の開催をする。
④ 報告を受けた虐待防止委員会は直ちに管理者へ事実確認を行なう。
⑤ 虐待防止委員会は委員会の開催を行い事実に基づき虐待発生原因の追究・虐待発生原因の解消方検討・支援方法改善方法検討を行う。
⑥ 虐待防止委員会の委員会開催後、事案の経緯や決定した事項を全職員へ報告を行い情報の共有を行う。
⑦ 委員会にて決定した事項を家庭児童相談室・障害福祉課・相談支援事業所へ報告する

＜地域住民から利用児童又はその他児童の虐待相談があった場合＞

① 地域住民から利用児童又はその他児童の虐待相談があった場合、その旨を事業責任者・児童発達支援管理責任者へ報告する。

② 報告を受けた事業責任者・児童発達支援管理責任者は直ちに家庭児童相談室・障害福祉課・相談支援事業所へ報告・連絡を行う。上記の事業所に連絡がつかない場合は虐待通報ダイアルへ相談を行う。

③ 報告を受けた事業責任者・児童発達支援管理責任者は虐待防止委員会へ報告を行い虐待防止委員会の開催を促す。（利用児童でない場合は委員会内で情報を共有する。）

④ 虐待発生の報告を受けた虐待防止委員会は委員会の開催を行い、対象児童の受け入れや継続的な支援方法、観察方法などの検討を行う。（利用児童でない場合、家庭児童相談室・障害福祉課・相談支援事業所からの連絡をまち、受け入れが望ましい場合は受け入れ、その対応方法を検討する 。

⑤ 虐待防止委員会の委員会開催後、事案の経緯や決定した事項を全職員へ報告を行い情報の共有を行う。

⑥ 必要に応じて委員会にて決定した事項を家庭児童相談室・障害福祉課・相談支援事業所へ報告する。

⑦ 家庭児童相談室・障害福祉課・相談支援事業所からの依頼があり、家庭訪問を当施設が行う事が望ましいと委員会及び管理者が判断した場合は必要に応じて家庭訪問を実施する。

【最終更新日】令和７年４月１日

【更新内容】　委員会構成員の更新